JR東海労ニュース

№2117 2016年8月29日 J R東海労働組合

2016年度協約・協定改訂 職場から闘おうシリーズ ④

第3回協約·協定改訂団体交渉

労働組合軽視の姿勢を許さなハ!!

本部は8月29日、2016年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の、組合掲示板の設置、上部機関の機関開催への組休参加、組合要求による協議の開催、掲示物の不当撤去、恣意的なボーナスや乗数のカット、苦情処理会議、苦情処理会議の非公開の解釈等について議論しました。会社は、全ての組合要求に対して認めることはなく、この間同様、労働組合軽視の姿勢を貫きました。

労働組合軽視は、労働者を徹底的にこき使い、いかに儲けるかという会社の本音の表れです。このようなことを許せば労働者は大変なことになります。JR東海労はこのような会社の姿勢を許さず、今後の団体交渉を現場で働く者の切実な声をぶつけていきます。

- ○組合員のいる全ての職場に組合掲示板を設置すること!
- ◆組合が認めなくとも5名以上は「慣行」であり合理的である。
- ○組合の申し入れについては、協議の場を持ち議論すること!
- ◆協約に則ってその都度判断する。
- ○掲示物の一方的撤去はやめること!撤去事由を職場で説明をすること!
- ◆職場が紊乱する掲示は撤去する。撤去事由は協約違反である。
- 〇苦情処理会議の非公開の認識は平行線である。秘密はそのときにそれとして確認 すべきだ。協約で会議の内容が非公開とはなっていない。
- ◆非公開とは会議の内容も含めてのことと言ってきたしお願いしてきた。
- 〇組合が労使協議を求めたときは協議すべき。
- ◆会社が協議に値するか判断して組合に伝える。
- ○専任Vを狙った恣意的なカットは一切行わないこと。
- ◆恣意的ではない。公正公平である。
- 〇カットの基準らしき怪しい非違行為についてあきらかにすること。
- ◆会社の裁量権であり、言う必要はない。

次回第4回団体交渉は、8月31日13時からです。

みんなの力を結集し要求を勝ち取ろう!